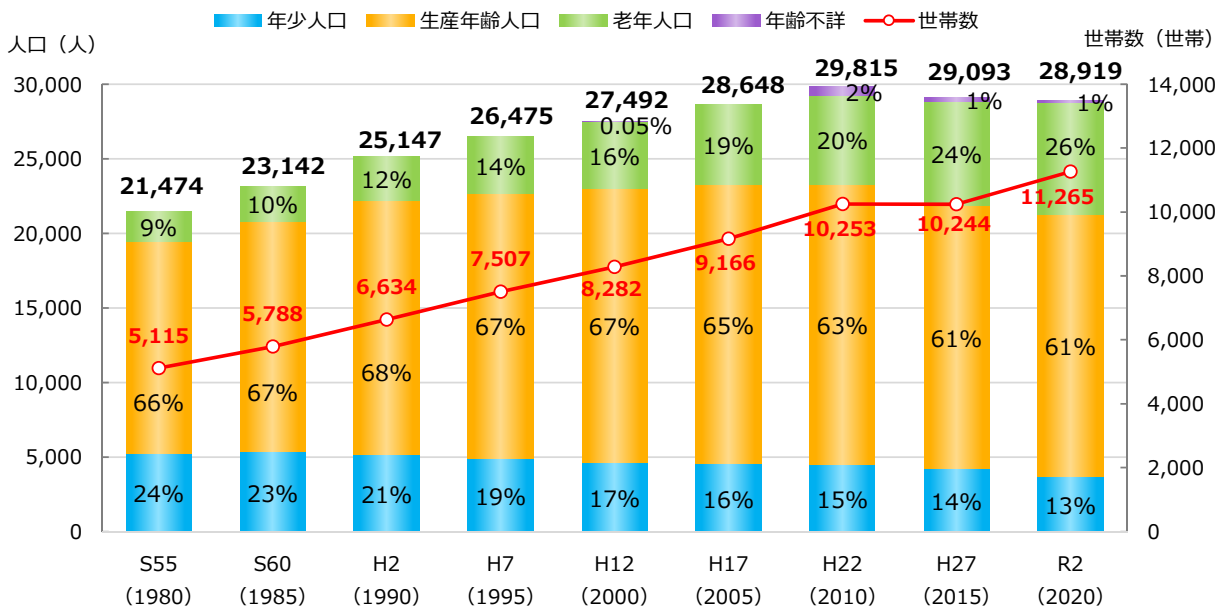


## 第6次吉田町総合計画策定に向けた基礎調査結果

### 1. 人口動態

#### 1.1. 人口・世帯数の推移

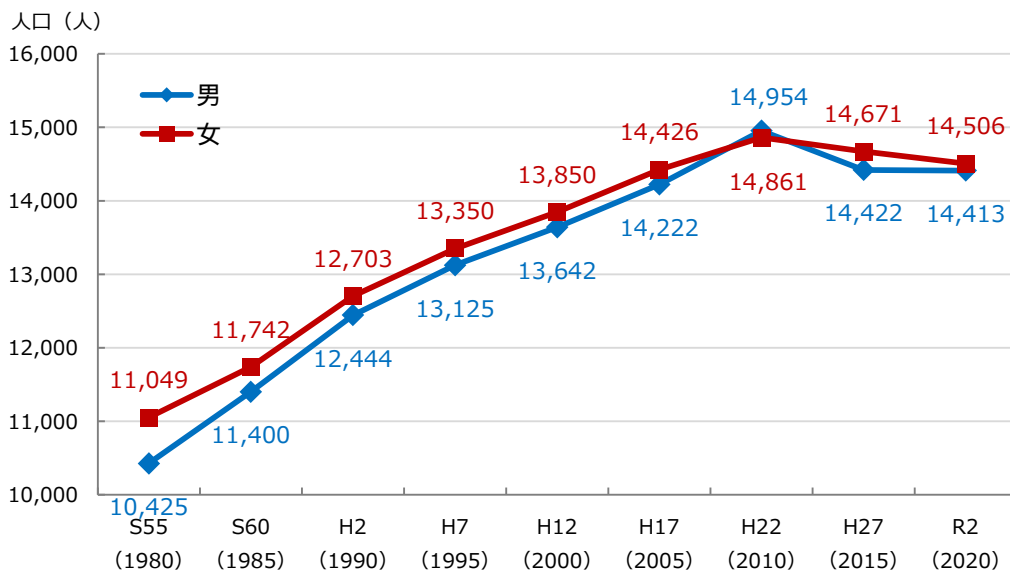
吉田町においては、2010年まで増加傾向にあった総人口が2015年以降減少に転じ、2020年には28,919人となっている。  
 世帯数については、1980年以降増加傾向にあり、2020年には11,265世帯となっている。  
 年齢3区分別の人口比率については、年少人口及び生産年齢人口の比率が減少傾向にある中、老年人口の比率は増加している。



出典：総務省統計局「国勢調査」

#### 1.2. 男女別人口の推移

男女別人口については、2010年まで男女ともに増加傾向にあったが、2015年に減少に転じている。



出典：総務省統計局「国勢調査」

### 1.3. 就業者数の推移

就業者数は、2005年をピークに減少に転じている。  
 第1次産業の就業者数は減少傾向にあり、2020年では1980年の約3割まで減少している。  
 第2次産業の就業者数は2000年頃までは増加傾向にあったが、その後減少に転じている。  
 第3次産業の就業者数は増加傾向にあり、2020年では1980年の2倍近くにのぼっている。  
 2020年の産業別就業者割合では、第2次産業と第3次産業がそれぞれ約半数を占めている。

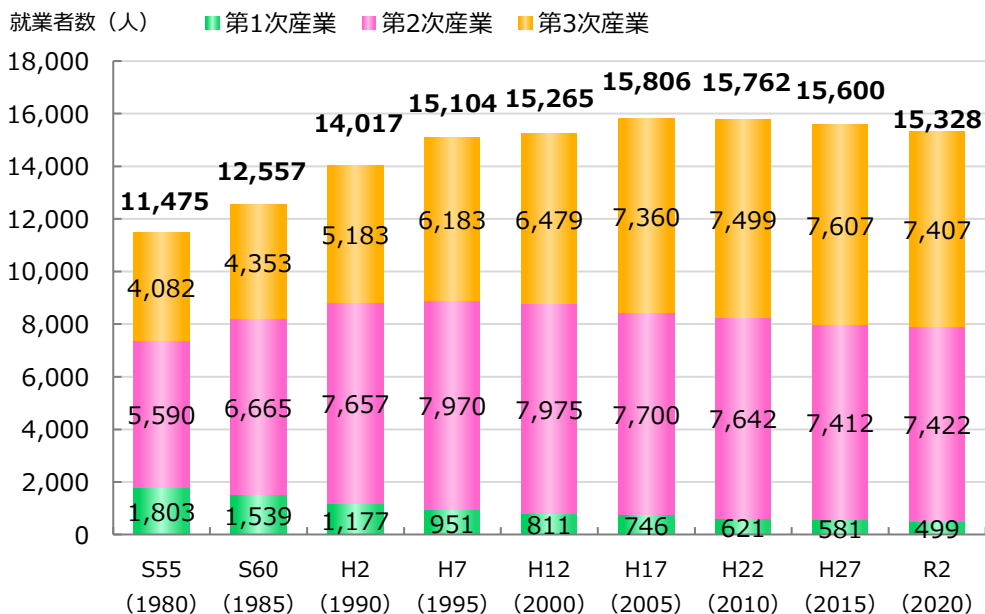


図 1-1 産業別就業者数

出典：総務省統計局「国勢調査」

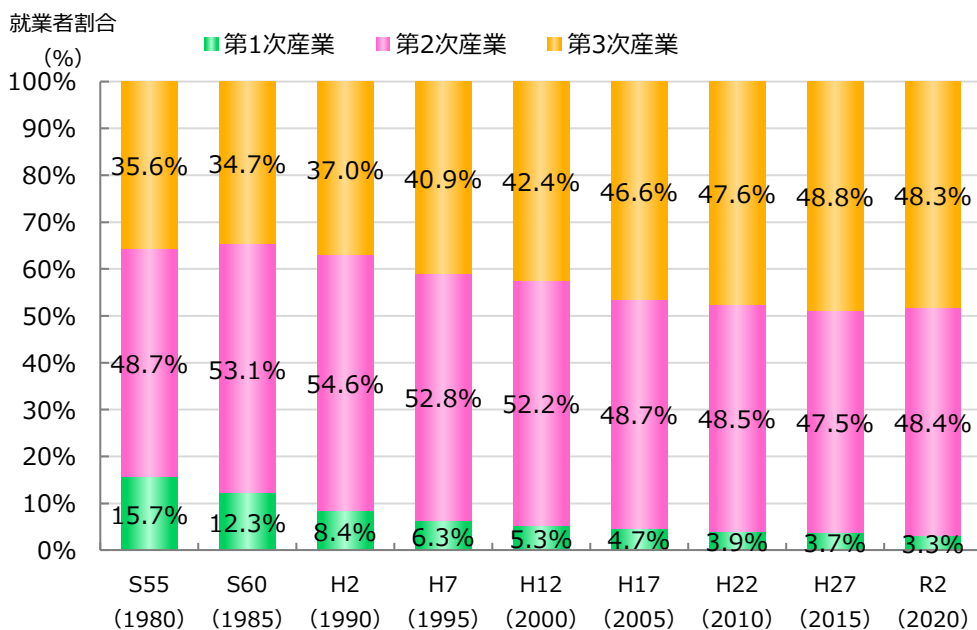


図 1-2 産業別就業者割合

出典：総務省統計局「国勢調査」

## 2. 社会情勢の変化

### 2.1. 人口減少・少子高齢化

#### ◇人口減少・少子高齢化が進行、合計特殊出生率は横這い

我が国の総人口は増加を続け、1960年代には1億人を超えその後も増加し続けたが、2008年(平成20年)をピークに減少に転じ、今後も減少が予想される。人口構成は戦後から一貫して年少人口が減少し、老年人口が増加する傾向にあり、1980年(昭和55年)には9%であった老年人口は、2040年(令和22年)には35%に達すると予想される。

合計特殊出生率は1975年(昭和55年)に2.0を下回り、近年では合計特殊出生率は横這い傾向にある。出生数は依然として減少を続け、2016年(平成28年)以降100万人を下回っている。

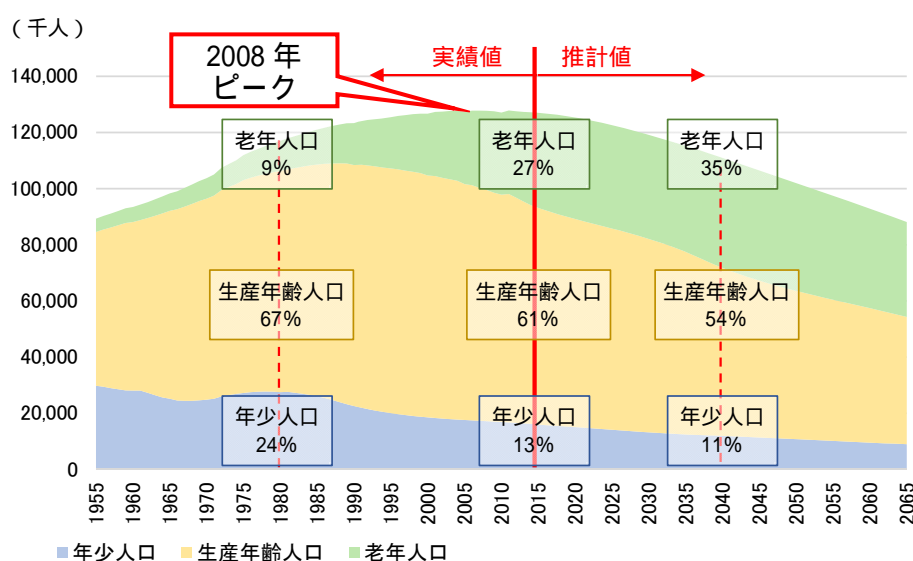


図 2-1 我が国の人口動向及び将来推計

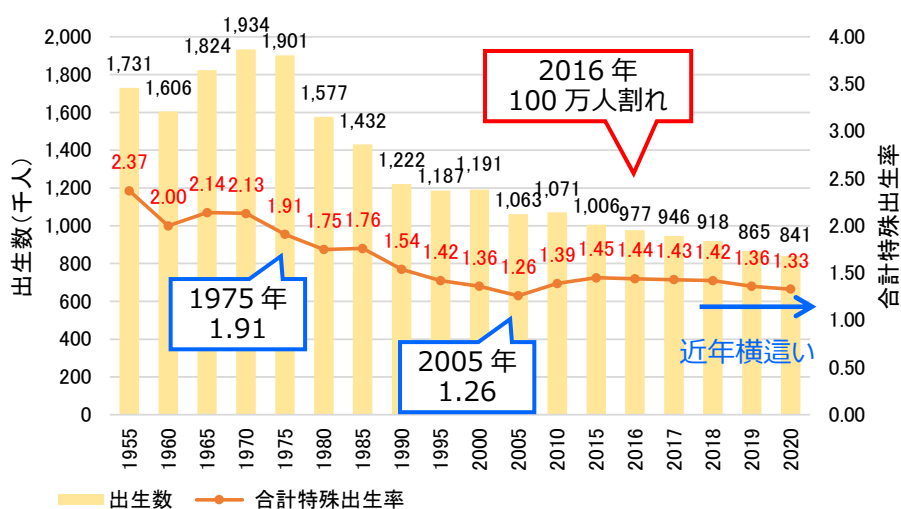


図 2-2 我が国の出生数と合計特殊出生率の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（H29推計）」をもとに作成  
：厚生労働省「R2人口動態統計」をもとに作成

## 2.2. 気象災害の頻発

### ◇頻発・激甚化する気象災害

1時間降水量50ミリ以上の短時間強雨の年間発生頻度は、30年ほど前と比べて約1.4倍となっている。将来、大雨による降水量(日降水量)が全国平均で10.3~25.5%増加するとの予測がなされている(RCPシナリオによる予測)。これに伴い、各地で水害・土砂災害等の気象災害が発生し、大きな被害をもたらされている。

RCPシナリオ：代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways)のことで、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)でも用いられている。

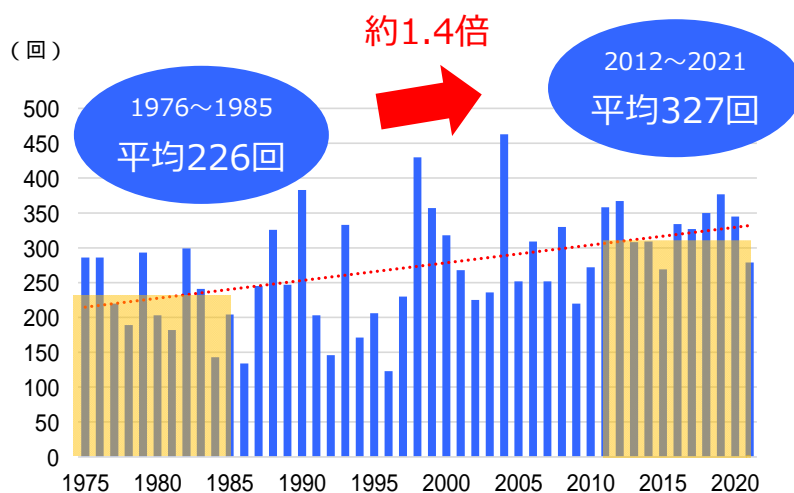


図 2-3 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

出典：気象庁データ(全国のアメダスによる観測値を1300地点あたりに換算した値)をもとに作成

## 2.3. 南海トラフ巨大地震の切迫

### ◇地震災害が頻発、南海トラフ巨大地震発生の懸念

近年、日本各地で人的被害を伴う地震が頻発している。東海地方では南海トラフ巨大地震(M8~9クラス)の発生が懸念され、30年以内発生確率は70~80%と予想されている。

表 2-1 2020年(令和2年)以降の被害地震発生状況(震度6弱以上)

| 発生年月日       | 震央地名・地震名 | M   | 最大震度 | 津波   | 人的被害    |
|-------------|----------|-----|------|------|---------|
| 2022年3月16日  | 福島県沖     | 7.4 | 6強   | 31cm | 死3/負247 |
| 2022年1月22日  | 日向灘      | 6.6 | 5強   |      | 負13     |
| 2021年12月3日  | 紀伊水道     | 5.4 | 5弱   |      | 負5      |
| 2021年10月7日  | 千葉県北西部   | 5.9 | 5強   |      | 負49     |
| 2021年10月6日  | 岩手県沖     | 5.9 | 5強   |      | 負3      |
| 2021年5月1日   | 宮城県沖     | 6.8 | 5強   |      | 負4      |
| 2021年3月20日  | 宮城県沖     | 6.9 | 5強   |      | 負11     |
| 2021年2月13日  | 福島県沖     | 7.3 | 6強   |      | 死1/負187 |
| 2020年12月21日 | 青森県東方沖   | 6.5 | 5弱   |      | 負1      |
| 2020年9月12日  | 宮城県沖     | 6.2 | 4    |      | 負1      |
| 2020年9月4日   | 福井県嶺北    | 5   | 5弱   |      | 負13     |
| 2020年6月25日  | 千葉県東方沖   | 6.1 | 5弱   |      | 負2      |
| 2020年3月13日  | 石川県能登地方  | 5.5 | 5強   |      | 負2      |

出典：気象庁「日本付近で発生した主な被害地震」をもとに作成

## 2.4. 地球温暖化（カーボンニュートラル）

### ◇CO<sub>2</sub>排出量は減少傾向

CO<sub>2</sub> 総排出量、実質 GDP あたりの CO<sub>2</sub> 排出量は 2013 年（平成 25 年）以降減少傾向にある。部門別の CO<sub>2</sub> 排出量では、「産業部門」が最も多いが、近年は減少傾向にある。また近年上昇がみられた「業務その他部門」、「家庭部門」についても減少傾向に転じている。

### ◇2050 年カーボンニュートラル実現

2020 年（令和 2 年）10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。国と地方が協働・共創して実現するため、脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行している。

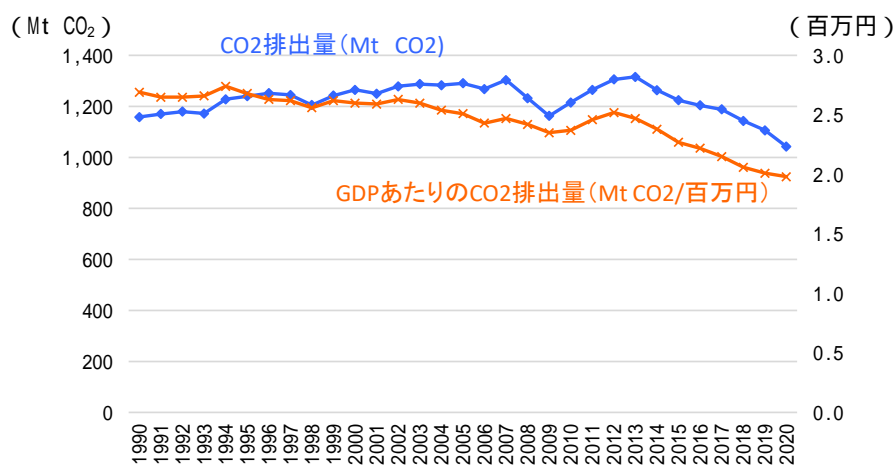


図 2-4 GDP あたり CO<sub>2</sub> 排出量（総排出量）

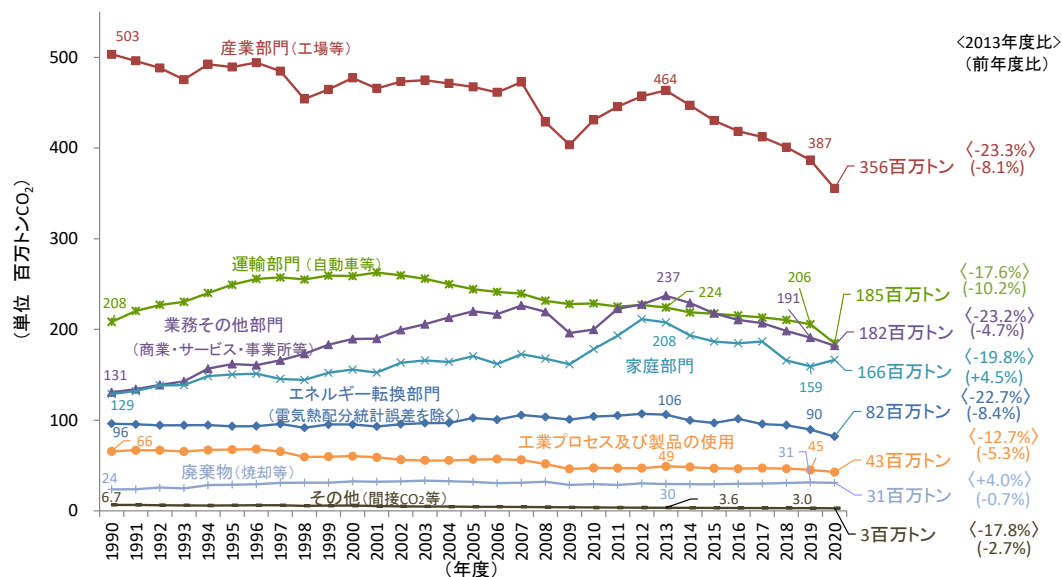


図 2-5 日本の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量（電気・熱配分後）の推移

出典：国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2020 年度確報値）をもとに作成

## 2.5. 自治体 DX の推進

### ◇デジタル・トランスフォーメーション（DX）

DX とは、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいい、自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

総務省が 2022 年（令和 4 年）9 月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 2.0 版】」では、自治体に取り組むべき重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体の AI・RPA の利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底を示している。

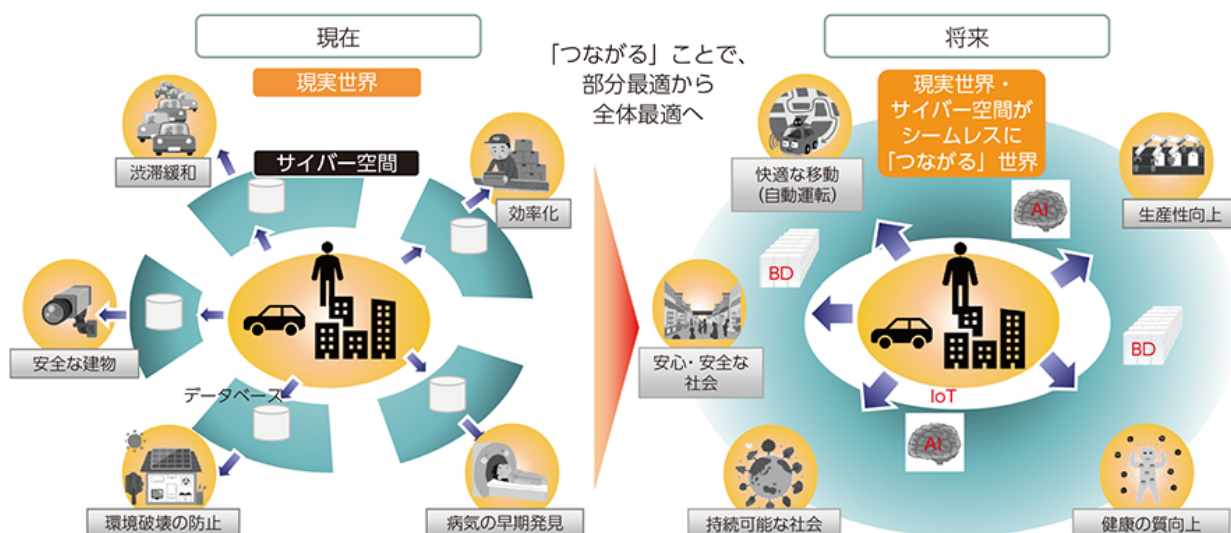


図 2-6 デジタル・トランスフォーメーション進展後の将来イメージ

出典：総務省「平成 30 年版情報通信白書」

## 2.6. 女性活躍・働き方改革の推進

### ◇女性活躍

諸外国と比較し、我が国では子育て世代等の就業率が低く、管理的職業従事者に占める女性の割合も低いのが現状であることから、「我が国最大の潜在力」とみなされている。

主に働く場面において女性が能力を十分に発揮し、急激な人口減少局面における将来の労働力不足や人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応することが必要とされている。

2022年（令和4年）の女性活躍推進法の改正により、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の大企業は情報公表が義務化された。

### ◇働き方改革

少子高齢化が進展し、今後さらに生産年齢人口の減少が見込まれる中で、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、労働生産性を向上させることを目的とした働き方改革を進めるため、2018年（平成30年）に働き方改革関連法が公布された。働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられる。

## 2.7. 人々の価値観の多様化

### ◇価値観やライフスタイルの変化

少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加、情報化の進展等を背景に、人々の価値観やライフスタイルが多様化しつつある。このような中、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面での支え合いの機能は弱まりつつある。

### ◇地域共生社会の実現

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められている。

国では、人々の暮らし等の変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指している。

## 2.8. SDGsの推進

### ◇持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標である。地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国をあげて積極的に取り組んでいる。

## 2.9. コロナ禍の影響

### ◇暮らし方・住まい方の変化

新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークの利用の拡大・維持や二地域居住・地方移住への関心の高まり等により、働き方・住まい方等に大きな変化が見られ、今後より一層多様化が進展していくと予想されている。

ふるさと回帰支援センターへの2021年(令和3年)の相談件数(面談・電話・メール・見学・セミナー参加)は、前年比で約29%増の49,514件となり、これまでの過去最高件数を数えた2019年(令和元年)の49,401件を上回り、過去最高の相談件数を更新した。地方移住に対する関心の高さがうかがえる。

### ◇産業、物流、サプライチェーン等の変化

2019年(令和元年)4月と2020年(令和2年)4月と比較して、売上が減少した日本企業の割合は全体の84%に達する。特に飲食店、宿泊業では、売上が減少した企業の割合が99%以上に達している(東京商工リサーチ「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」より)。

訪日外国人・インバウンドについても2020年(令和2年)4月の訪日外国人数(推定値)は、前年同月比で99.9%減少し大きく変化している。

グローバル・サプライチェーンは、コロナ危機により世界各地で寸断され、様々な物資の供給途絶や人材の移動の停滞等の様々なリスクが顕在化した。

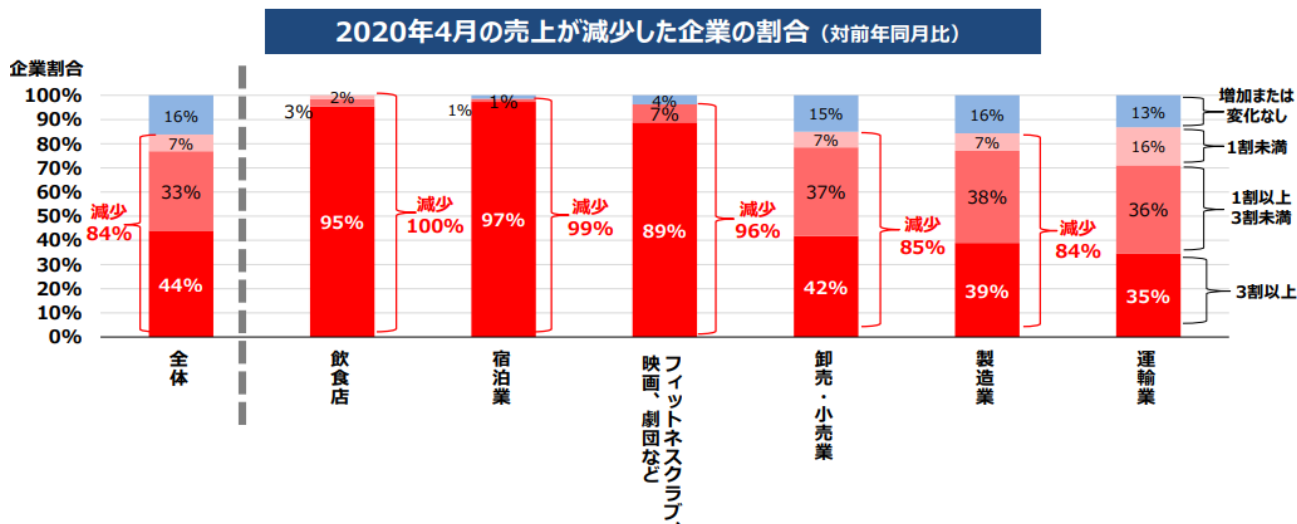


図 2-7 売上が減少した企業の割合(2020年4月)

出典：経済産業省「新型コロナウイルスの影響を踏まえた経済産業政策の在り方について」(令和2年6月17日)



## 2.10. ロシアのウクライナ侵略の影響

### ◇原油価格や物価の高騰

2022年2月24日からのロシアによるウクライナ侵略に対し、国際社会は結束して対応し、各種の制裁措置等に取り組むとともに、ロシア軍の侵略を防ぎ、排除するためのウクライナによる努力を支援するため、防衛装備品等の供与を続けている。

一方、ロシアによるウクライナ侵略等の影響から、原油や穀物の国際価格が高い水準で不安定に推移するとともに、水産物等の安定供給にも懸念が生じている。

穀物等の国際価格の動向を見ると、2022年に入り、ウクライナ情勢が緊迫化する中、小麦は史上最高値523.7ドル（2022年3月7日時点）を記録した。穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要に加え、ウクライナ情勢により、2008年以前を上回る水準で推移している。

今後、侵略の長期化によって、原油価格や物価の高騰等が国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすことが危惧される。

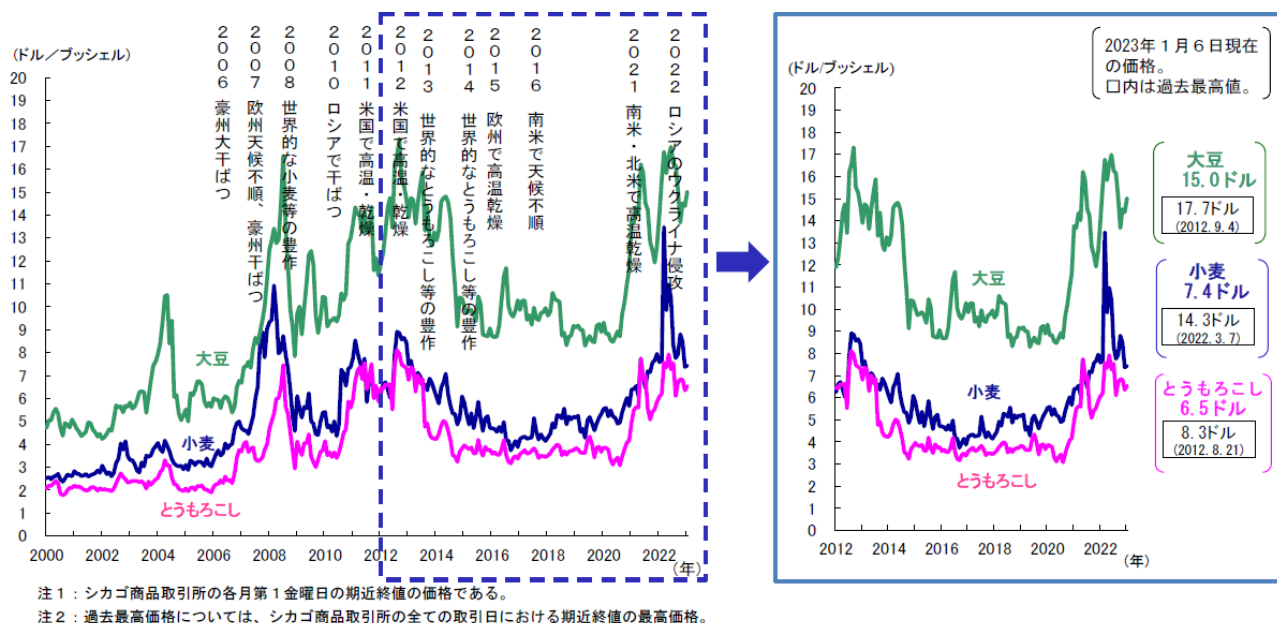


図 2-8 穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）

出典：農林水産省ホームページ「穀物等の国際価格の動向」（更新：令和5年1月10日）

### 3. 国・県・町の関連計画

#### 3.1. 国の主な計画

| 国土強靱化基本計画  |              |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
|--|--------------|-------------------------|--------|---------|---------|-----------|--------|---------|--------|------|------|--------|--------------|----------------|---------|--------|--------|--------|--|
| 策定年度   | 計画期間         |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 平成 30 年 12 月   | -            |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 将来像・目標等  |              |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| <p><b>【国土強靱化の理念】</b><br/>           いかなる災害等が発生しようとも、<br/>           人命の保護が最大限図られること<br/>           国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること<br/>           国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化<br/>           迅速な復旧復興<br/>           を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する</p> <p><b>【基本的な方針等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す</li> <li>・気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化</li> <li>・ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ</li> <li>・既存社会資本の有効活用等による費用の縮減</li> <li>・PPP/PFI による民間資金の積極的な活用</li> <li>・PDCA サイクルの繰り返しによるマネジメント 等</li> </ul> <p><b>【施策分野ごとの推進方針】</b></p> <p>(個別施策分野)</p> <table border="0"> <tr> <td>行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等分野</td> <td>産業構造分野</td> </tr> <tr> <td>住宅・都市分野</td> <td>交通・物流分野</td> </tr> <tr> <td>保健医療・福祉分野</td> <td>農林水産分野</td> </tr> <tr> <td>エネルギー分野</td> <td>国土保全分野</td> </tr> <tr> <td>金融分野</td> <td>環境分野</td> </tr> <tr> <td>情報通信分野</td> <td>土地利用(国土利用)分野</td> </tr> </table> <p>(横断的分野)</p> <table border="0"> <tr> <td>リスクコミュニケーション分野</td> <td>老朽化対策分野</td> </tr> <tr> <td>人材育成分野</td> <td>研究開発分野</td> </tr> <tr> <td>官民連携分野</td> <td></td> </tr> </table> |              | 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等分野 | 産業構造分野 | 住宅・都市分野 | 交通・物流分野 | 保健医療・福祉分野 | 農林水産分野 | エネルギー分野 | 国土保全分野 | 金融分野 | 環境分野 | 情報通信分野 | 土地利用(国土利用)分野 | リスクコミュニケーション分野 | 老朽化対策分野 | 人材育成分野 | 研究開発分野 | 官民連携分野 |  |
| 行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等分野  | 産業構造分野       |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 住宅・都市分野  | 交通・物流分野      |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 保健医療・福祉分野  | 農林水産分野       |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| エネルギー分野  | 国土保全分野       |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 金融分野   | 環境分野         |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 情報通信分野   | 土地利用(国土利用)分野 |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| リスクコミュニケーション分野   | 老朽化対策分野      |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 人材育成分野   | 研究開発分野       |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 官民連携分野   |              |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| 計画概要(計画の位置づけ)  |              |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |
| <p><b>【位置づけ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月)の見直し</li> <li>・脆弱性評価の結果(平成 30 年 8 月)や、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等により実施した重要インフラの緊急点検(平成 30 年 11 月)の結果を踏まえた見直し</li> <li>・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 10 条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)</li> <li>・脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める</li> </ul>   |              |                         |        |         |         |           |        |         |        |      |      |        |              |                |         |        |        |        |  |

| 国土のグランドデザイン 2050 ~ 対流促進型国土の形成 ~   |                         |
|---|-------------------------|
| 策定年度  | 計画期間                    |
| 平成 26 年 7 月   | 2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方 |
| 将来像・目標等   |                         |
| <p>【基本的な考え方】</p> <p><u>・コンパクト+ネットワーク</u></p> <p>行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、各地域をネットワーク化することにより、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性（ダイバーシティ）</li> <li>・連携（コネクティビティ）</li> <li>・災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）</li> </ul> <p>【基本戦略】</p> <p>国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築<br/> 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり<br/> スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成<br/> 日本海・太平洋 2 面活用型国土と圏域間対流の促進<br/> 国の光を觀せる観光立国の実現<br/> 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出<br/> 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築<br/> 美しく、災害に強い国土<br/> インフラを賢く使う<br/> 民間活力や技術革新を取り込む社会<br/> 国土・地域の担い手づくり<br/> 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応</p> |                         |
| 計画概要（計画の位置づけ）   |                         |
| <p>【位置づけ】</p> <p>本グランドデザインなどを踏まえ、国土形成計画の見直しに着手する。</p> <p>今後、本グランドデザインを素材として、我が国の未来の国土や地域の姿について、国民の間で活発な議論が展開されることを目指す。</p>  |                         |

| 国土形成計画（中部圏広域地方計画）  |                         |
|--|-------------------------|
| 策定年度   | 計画期間                    |
| 平成 28 年 3 月  | 2050 年を見通しつつ、今後概ね 10 年間 |
| 将来像・目標等  |                         |
| <p>【中部圏の目指すべき将来像】</p> <p>暮らしやすさと歴史文化に彩られた“世界ものづくり対流拠点 - 中部”</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の中の中部・・・世界最強・最先端のものづくり産業・技術のグローバルハブ</li> <li>・日本の中の中部 中部の中の人々・・・リニア効果を最大化し都市と地方の対流促進、ひとり一人が輝く中部</li> <li>・前提となる安全・安心、環境・・・南海トラフ地震などの災害に強くしなやか、環境と共生した国土</li> </ul> <p>【将来像実現に向けた基本方針と具体的方策】</p> <p><u>方針 1：世界最強・最先端のものづくりの進化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の成長を担う産業の強化 ～企業の国内回帰・海外の対日投資を呼び込む～</li> <li>・高度なものづくり技術の活用による新たな産業の創生</li> <li>・水素社会実現など新しい世界モデルの提示</li> <li>・国際競争力を支える産業基盤の強化</li> </ul> <p><u>方針 2：スーパー・メガリージョンのセンター、我が国の成長を牽引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニアを活かした新たな中部圏の形成 ～日本のハートランド・中部～</li> <li>・リニア効果の中部・北陸圏への広域的な波及</li> <li>・国際大交流時代を拓く観光・交流</li> </ul> <p><u>方針 3：地域の個性と対流による地方創生</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクト＋ネットワーク</li> <li>・広域的な連携により創り出す都市圏・地方圏の形成</li> <li>・地域産業の活性化による地域活力の維持・発展</li> <li>・地域の個性を活かした交流連携の創出</li> <li>・快適で安全・安心な生活環境の構築</li> </ul> <p><u>方針 4：安全・安心で環境と共生した中部圏形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対して粘り強くしなやかな国土の構築</li> <li>・環境と共生した持続可能な地域づくり</li> <li>・国土の適切な保全</li> <li>・インフラの維持・整備・活用</li> </ul> <p><u>方針 5：人材育成と共助社会の形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部圏を支える人材の育成と確保</li> <li>・全ての人々が参画し輝く社会の形成</li> <li>・多様な主体による共助社会づくり</li> <li>・誰もが愛着と憧れを持ち、働き住み続けたい地域づくり</li> <li>・医療・介護、福祉における安心な暮らしの確保</li> </ul> |                         |
| 計画概要（計画の位置づけ）  |                         |
| <p>リニア中央新幹線東京・名古屋・大阪の全線開業により、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。中部圏は、そのセンターとしての役割を担っていく中で、差し迫る人口減少・高齢化に適応し、安全・安心で、リニア効果を最大限発揮し得る中部圏を構築していくための指針として本計画を策定する。</p> <p>長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の 5 県を対象とし、隣接する首都圏や近畿圏、北陸圏等との連携を踏まえた計画とする。</p>  |                         |

| デジタル田園都市国家構想総合戦略   |                    |
|--|--------------------|
| 策定年度   | 計画期間               |
| 令和4年12月  | 2023年度から2027年度の5年間 |
| 将来像・目標等  |                    |
| <p>【デジタル田園都市国家構想の実現のために】</p> <p>デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「<u>全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会</u>」を目指す</p> <p>【デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向】(取組方針)</p> <p>(1) <u>デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上</u></p> <p>地方に仕事をつくる<br/> 人の流れをつくる<br/> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる<br/> 魅力的な地域をつくる</p> <p>(2) <u>デジタル基盤整備</u></p> <p>デジタルインフラの整備<br/> マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大<br/> データ連携基盤の構築<br/> ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備<br/> エネルギーインフラのデジタル化</p> <p>(3) <u>デジタル人材の育成・確保</u></p> <p>デジタル人材育成プラットフォームの構築<br/> 職業訓練のデジタル分野の重点化<br/> 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成<br/> デジタル人材の地域への還流促進<br/> 女性デジタル人材の育成・確保</p> <p>(4) <u>誰一人取り残されないための取組</u></p> <p>デジタル推進委員の展開<br/> デジタル共生社会の実現<br/> 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正<br/> 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立<br/> 「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開</p> |                    |
| 計画概要(計画の位置づけ)  |                    |
| <p>「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)について、同条第6項の規定に基づき変更するものである。</p> <p>その内容は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)で定めた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標(KPI)と併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示すものである。</p>  |                    |

### 3.2. 県の主な計画

| 美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）  |      |
|---|------|
| 策定年度  | 計画期間 |
| 令和2年3月  | -    |
| 将来像・目標等   |      |
| <p><b>【基本理念】</b><br/>           国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格ある地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全を図ることにより、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す</p> <p><b>【基本目標】</b><br/>           いかなる災害等が発生しようとも、<br/>           人命の保護が最大限図られること<br/>           地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること<br/>           県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化<br/>           迅速な復旧復興<br/>           を基本目標とする。<br/>           国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に則って取り組む</p> <p><b>【特に配慮すべき事項】</b><br/>           （１）複合的・長期的な視点による施策の推進<br/>           （２）良好な景観の形成と保全<br/>           （３）防災人材の育成・活用<br/>           （４）民間防災の促進<br/>           （５）国や他県、関係団体等との連携<br/>           （６）日本の国土強靱化への貢献<br/>           （７）国際貢献<br/>           （８）その他</p> <p><b>【対象とする災害】</b><br/>           本県の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」と、ひとたび噴火が起こると広域かつ長期的な影響が想定される「富士山噴火」の二つの災害を中心とし、風水害や高潮、土砂災害、伊豆東部火山群の噴火などを含めた、大規模自然災害を対象とする</p> |      |
| 計画概要（計画の位置づけ）   |      |
| <p>本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本県の計画等の指針となるべきものである。</p>   |      |

| 静岡県の新ビジョン（総合計画） 後期アクションプラン  |                    |
|---|--------------------|
| 策定年度  | 計画期間               |
| 令和4年3月  | 2022年度から2025年度の4年間 |
| 将来像・目標等   |                    |
| <p>【基本理念】<br/>富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり<br/>～東京時代から静岡時代へ～</p> <p>【目指す姿】<br/>「県民幸福度」の最大化</p> <p>【5つの基本方向と12の政策】</p> <p><u>安全・安心な地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策1：命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）</li> <li>・政策2：安心して暮らせる医療・福祉の充実</li> </ul> <p><u>持続的な発展に向けた新たな挑戦</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策3：デジタル社会の形成</li> <li>・政策4：環境と経済が両立した社会の形成</li> </ul> <p><u>未来を担う有徳の人づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策5：子どもが健やかに学び育つ社会の形成</li> <li>・政策6：“才徳兼備”の人づくり</li> <li>・政策7：誰もが活躍できる社会の実現</li> </ul> <p><u>豊かな暮らしの実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策8：富をつくる産業の展開</li> <li>・政策9：多彩なライフスタイルの提案</li> <li>・政策10：地域の価値を高める交通ネットワークの充実</li> </ul> <p><u>魅力の発信と交流の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策11：“ふじのくに”の魅力の向上と発信</li> <li>・政策12：世界の人々との交流の拡大</li> </ul> |                    |
| 計画概要（計画の位置づけ）   |                    |
| <p>本県は、富士の名称を4字の熟語にした「富国有徳」を県政の基本理念とし、物心ともに豊かな「富」を築き、有徳の人材の「土」を育てることを基本方針としている。これら基本理念・基本方針の下、2018年3月、概ね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の4年間の具体的取組を示す「基本計画」で構成する静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」を策定した。</p> <p>当初定めた「基本構想」をもとに、2018年度から2021年度までの「基本計画」の見直しを行うに当たっては、2020年初頭から世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響や、地球規模での気候変動危機への対応を踏まえた改定が必要なため、当初計画の政策体系部分も含めて見直しを行い、新たな「後期アクションプラン」として策定するもの。</p>  |                    |

| 美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン  |      |
|--|------|
| 策定年度   | 計画期間 |
| 平成 27 年 10 月   | -    |
| 将来像・目標等  |      |
| <p>【目指すべき将来の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の子どもを2人以上持ちたいとする希望をかなえる</li> <li>・本県で働き、住みたいとする希望をかなえ、東京圏への一極集中に歯止めをかける</li> <li>・日本一「安全・安心」な県土を築き、県民の不安を払拭する</li> </ul> <p>【人口の将来展望】</p> <p>本県人口の長期的な見通し（社人研推計ベース）<br/> 2060年 人口：238万7千人 高齢化率：38.5%</p> <p>本県が目指す将来の姿 ～将来にわたって活力ある静岡県を維持する～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2060年において、人口は300万人程度の人口を確保（長期的には290万人程度で安定的に推移）</li> <li>・高齢化率は33.9%(2045年)をピークに低下し、25%程度（2080年以降）で安定</li> </ul> <p>76歳までを社会で元気に活躍できる世代と捉えるならば、15%程度まで低下（2080年以降）</p> |      |
| 計画概要（計画の位置づけ）  |      |
| <p>長期人口ビジョンは、静岡県における人口減少の現状を分析し、本県が中長期的に目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、人口減少に関する県民との意識の共有化を図るもの。</p>  |      |



| “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想・第3期基本計画   |                      |
|---|----------------------|
| 策定年度  | 計画期間                 |
| 令和4年3月  | 2022年度から2027年度までの6年間 |
| 将来像・目標等   |                      |
| <p>全体構想</p> <p>【基本目標】</p> <p>目指す姿：安全・安心で魅力ある県土の実現 ～SDGsのフロントランナー～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される大規模地震・津波による犠牲者 最小</li> <li>・一人あたり県民所得・実質県内総生産 早期回復と持続的発展</li> <li>・人口の社会増減率 増加</li> <li>・地域の基幹となる道路の供用率（延長） 上昇</li> <li>・温室効果ガス排出量削減率：2050年カーボンニュートラルの実現</li> </ul> <p>【基本目標の達成に向けた基本戦略】</p> <p>基本戦略1 沿岸・都市部のリノベーション【再生】</p> <p>基本戦略2 内陸・高台部のイノベーション【革新】</p> <p>基本戦略3 対流型都市圏から「地域循環共生圏」への発展的展開</p> <p>基本戦略4 多彩なライフスタイルの実現～コロナ禍で変化するライフスタイル～</p>  |                      |
| <p>第3期基本計画</p> <p>【基本戦略に基づく取組】 吉田町と関連性の高い箇所を一部抜粋</p> <p>推進区域の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動維持支援事業推進区域「特区」(吉田町)：完了</li> <li>・物資供給拠点確保事業推進区域「特区」(吉田町)：完了</li> </ul> <p>推進エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市・牧之原市・吉田町：富士山静岡空港周辺観光・産業交流推進エリア<br/>富士山静岡空港や高規格幹線道路、新たなモビリティ等の交通ネットワークの活用と、拠点間の相互連携により、新たな人・モノの流れを生み出す観光・産業交流推進エリア</li> </ul> <p>地域循環共生圏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地域：南アルプス・駿河湾循環共生圏：<br/>静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・御前崎市・牧之原市・吉田町・川根本町</li> </ul> <p>(主要な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境と調和した循環型社会への移行・自然との共生の実現</li> <li>2 まちづくり、住宅・建築物、交通システムのリデザイン（再設計）</li> <li>3 環境共生型の再生可能エネルギー等の導入促進</li> <li>4 産業構造の転換に向けた取組</li> <li>5 人材の育成とオープンイノベーション</li> </ol> |                      |
| <p>計画概要（計画の位置づけ）</p> <p>コロナ禍により一変した社会経済や地球規模の気候変動危機等の大きな変化課題に迅速・的確に対応していくため、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想を改定するとともに、第3期を1年前倒して令和4年度から取り組むため、第3期基本計画を策定。第3期においては、第1期と第2期の取組を進めつつ、県内全域で地域特性を活かした「地域循環共生圏」を形成し、環境と経済が両立する社会を目指すもの。</p>  |                      |

### 3.3. 町の主な計画

| 第5次吉田町総合計画（後期基本計画）  |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 策定年度  | 計画期間  |   |   |
| 令和2年3月  | 2020年度から2023年度の4年間  |   |   |
| 将来像・目標等   |   |   |   |
| <p>【将来都市像】<br/>人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町</p> <p>【まちづくりの基本理念】<br/>基本理念1：安全で安心して住み続けることのできるまちづくり<br/>基本理念2：賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり<br/>基本理念3：豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり</p> <p>【後期基本計画の7つの施策の大綱】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害対策を推進する</li> <li>・地域防災力を高める</li> <li>・安全・安心に暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが健やかに暮らせる環境を創出する</li> <li>・安心して出産・子育てができる環境を創出する</li> <li>・誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>活力あふれる産業振興のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根付く産業を育成・支援する</li> <li>・経済の活力を高める新たな産業を創出する</li> <li>・魅力ある雇用・就業環境を創出する</li> </ul> <p><u>魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住環境を保全・創出する</li> <li>・安全で利便性の高い交通環境を創出する</li> <li>・新たな賑わいが創出される交流を促進する</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>次代を担う心豊かな人を育むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める</li> <li>・地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する</li> <li>・心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する</li> </ul> <p><u>豊かな自然と共生するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を保全する</li> <li>・水資源を活用する</li> <li>・地球にやさしい循環型社会を実現する</li> </ul> <p><u>行政と住民が一体となって取り組むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ効率的な行財政運営を推進する</li> <li>・住民本位の行政を推進する</li> <li>・住民参画を推進する</li> <li>・誰もが輝ける社会を実現する</li> </ul> </td> </tr> </table> |   | <p><u>災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害対策を推進する</li> <li>・地域防災力を高める</li> <li>・安全・安心に暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが健やかに暮らせる環境を創出する</li> <li>・安心して出産・子育てができる環境を創出する</li> <li>・誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>活力あふれる産業振興のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根付く産業を育成・支援する</li> <li>・経済の活力を高める新たな産業を創出する</li> <li>・魅力ある雇用・就業環境を創出する</li> </ul> <p><u>魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住環境を保全・創出する</li> <li>・安全で利便性の高い交通環境を創出する</li> <li>・新たな賑わいが創出される交流を促進する</li> </ul> | <p><u>次代を担う心豊かな人を育むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める</li> <li>・地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する</li> <li>・心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する</li> </ul> <p><u>豊かな自然と共生するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を保全する</li> <li>・水資源を活用する</li> <li>・地球にやさしい循環型社会を実現する</li> </ul> <p><u>行政と住民が一体となって取り組むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ効率的な行財政運営を推進する</li> <li>・住民本位の行政を推進する</li> <li>・住民参画を推進する</li> <li>・誰もが輝ける社会を実現する</li> </ul> |
| <p><u>災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害対策を推進する</li> <li>・地域防災力を高める</li> <li>・安全・安心に暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが健やかに暮らせる環境を創出する</li> <li>・安心して出産・子育てができる環境を創出する</li> <li>・誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する</li> </ul> <p><u>活力あふれる産業振興のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根付く産業を育成・支援する</li> <li>・経済の活力を高める新たな産業を創出する</li> <li>・魅力ある雇用・就業環境を創出する</li> </ul> <p><u>魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住環境を保全・創出する</li> <li>・安全で利便性の高い交通環境を創出する</li> <li>・新たな賑わいが創出される交流を促進する</li> </ul>   | <p><u>次代を担う心豊かな人を育むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める</li> <li>・地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する</li> <li>・心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する</li> </ul> <p><u>豊かな自然と共生するまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を保全する</li> <li>・水資源を活用する</li> <li>・地球にやさしい循環型社会を実現する</li> </ul> <p><u>行政と住民が一体となって取り組むまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ効率的な行財政運営を推進する</li> <li>・住民本位の行政を推進する</li> <li>・住民参画を推進する</li> <li>・誰もが輝ける社会を実現する</li> </ul> |   |   |
| 計画概要（計画の位置づけ）   |   |   |   |
| <p>第5次吉田町総合計画は、「吉田町総合計画の策定に関する条例」第3条の規定に基づき、町の持続的発展及び住民福祉の向上を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針となるものである。後期基本計画は、後半の4年間の具体的な取組の方向性を示すもの。</p> <p>また、国の「まち・ひと・しごと創生」の取組に沿って、平成27年に策定した「吉田町人口ビジョン」の達成に向けて、令和2年度から令和6年度までに重点的に取り組む戦略を取りまとめた「第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。後期基本計画では、総合戦略に掲げる施策をその重点プロジェクトと定めている。</p>   |   |   |   |

| 第2期吉田町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略  |                    |
|---|--------------------|
| 策定年度  | 計画期間（総合戦略）         |
| 令和2年2月  | 2020年度から2024年度の5年間 |
| 将来像・目標等   |                    |
| <p><b>人口ビジョン</b></p> <p>【目指すべき将来の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波防災まちづくり」による安全・安心な町土を形成する</li> <li>・若い世代の子どもを持ちたいとするそれぞれの希望をかなえる</li> <li>・本町で働き、住みたいとする希望をかなえる</li> </ul> <p>【人口の将来展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに合計特殊出生率2.07（人口置換水準）を目指す。</li> <li>・2050年までに10代から30代までの転出超過傾向にある階層の流出抑制・流入促進による移動の均衡化を目指す。</li> <li>・2060年2万9千人程度の人口を確保</li> </ul>  |                    |
| <p><b>総合戦略</b></p> <p>【5つの基本目標】</p> <p><u>基本目標1：「津波防災まちづくり」による安全・安心な町土を形成する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シーガーデンの整備促進</li> <li>・地域防災力の強化 等</li> </ul> <p><u>基本目標2：本町における安定した雇用を創出する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致活動の強化</li> <li>・創業支援活動の強化 等</li> </ul> <p><u>基本目標3：本町への新しいひとの流れをつくる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい創出のための取組の強化</li> <li>・新たな観光スポットの創出 等</li> </ul> <p><u>基本目標4：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚気運の醸成</li> <li>・妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援 等</li> </ul> <p><u>基本目標5：本町にひとが集い、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備</li> <li>・魅力的な地域の形成 等</li> </ul> |                    |
| <p>計画概要（計画の位置づけ）</p> <p>第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の長期ビジョン及び国の総合戦略並びに、県の長期ビジョン及び県の総合戦略を勘案するとともに、人口ビジョンと一体となって策定するものであり、本町の人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化に向けた目指す将来の方向、そして基本的な取組方向と取組項目を示すもの。</p>  |                    |

| 第3次吉田町国土利用計画   |                      |
|--|----------------------|
| 策定年度   | 計画期間                 |
| 平成28年2月  | 2016年度から2023年度までの8年間 |
| 将来像・目標等  |                      |
| <p><b>【土地利用の基本方針】</b></p> <p><u>自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進</u></p> <p>本町は、駿河湾、一級河川大井川等の自然に囲まれており、さらに富士山を望む小山城や西部に広がる吉田田んぼ、茶畑の広がる丘陵地帯等の自然資源や、歴史文化資源が豊富である。都市的土地利用の推進に当たっては、これらが織りなす美しい景観と環境の保全・活用に配慮する。</p> <p><u>安全で安心できる土地利用の推進</u></p> <p>地震や津波、土砂災害や水害等の自然災害から住民の暮らしを守ることは、豊かな生活を確保するための基礎であることから、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図るとともに、安全性を重視した社会基盤の整備を推進する。</p> <p><u>活力ある産業振興を図る土地利用の推進</u></p> <p>本町は農業・水産業・商業・工業の各産業分野がそれぞれ発展しており、住民の重要な生活基盤となっている。また、商業については、大型店舗の立地が進んでおり、今後も進出が予想されることから、産業振興を考慮した土地利用を推進する。</p> <p><u>長期的・広域的視点に立った土地利用の形成</u></p> <p>本町の土地利用については、長期的な視点に立ち、主要幹線道路の整備と整合を図りながら進めるとともに、隣接市と連携を図った広域的土地利用を推進する。</p> <p><u>住民の意見を反映した土地利用の推進</u></p> <p>土地は、地域社会の基盤を成す住民共有の財産であり、その利用は住民の理解の下に、合理性・計画性を持って進める必要があり、地域コミュニティを活用した住民参加型のまちづくりが求められている。このため、土地利用に関する住民への啓発活動を積極的に進めていくとともに、住民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進する。</p> |                      |
| 計画概要（計画の位置づけ）  |                      |
| <p>第3次吉田町国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、自然、社会、経済、文化といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の発展及び有効利用を図ることを目的とし、吉田町の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものである。</p> <p>この計画は、第4次国土利用計画（静岡県計画）（平成20年3月）を基本とし、第5次吉田町総合計画の基本構想（平成28年3月）と整合を図りつつ策定したものである。</p> <p>第5次吉田町総合計画の基本構想の実現に向け、将来の土地利用の動向を正確に見極めた上で、住民生活の向上に資するよう、一級河川大井川、駿河湾といった特徴ある資源を保全・活用しつつ、持続可能な美しいまちとするために、土地利用の質的向上を従来以上に重視していくことが必要であり、本計画の策定は、21世紀の本町の都市形成に向け重要な意義を持つものである。</p>  |                      |

| 吉田町都市計画マスタープラン  |                            |
|---|----------------------------|
| 策定年度  | 計画期間                       |
| 平成 21 年<br>(平成 30 年 3 月変更)  | 2009 年度から 2025 年度までの 17 年間 |
| 将来像・目標等   |                            |
| <p><b>【都市づくりの基本理念】</b></p> <p><u>安全で安心して住み続けることのできる“都市づくり”を大切にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害などに対して安全で安心して暮らすことのできる都市基盤やコミュニティを整える</li> <li>・暮らし続けることのできる都市機能の整備に配慮する</li> <li>・子育てしやすい環境づくりに配慮する</li> </ul> <p><u>健やかで賑わいと活気のある“都市づくり”を大切にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の産業や新たな企業の立地により活力を生み出す</li> <li>・富士山静岡空港に関連する基盤整備を地域振興に活かす</li> <li>・歴史・自然・産業などの地域資源や都市機能を利用して健やかに暮らすことができる環境を育む</li> </ul> <p><u>環境と共生する“都市づくり”を大切にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球規模の環境問題に対して、環境負荷の少ない都市整備に配慮する</li> <li>・都市活動が生み出す環境への影響に配慮する</li> </ul> <p><u>自発し、互いに協力し合う“都市づくり”を大切にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より暮らしやすい生活環境を自ら考え、活動する</li> <li>・一人ひとりが自ら参画し、協働することで自分たちの“まち”をつくりあげる</li> </ul> <p><b>【都市づくりの目標】</b></p> <p>住みやすく活気のある 水・緑豊かな協働のまち 吉田町</p> |                            |
| 計画概要（計画の位置づけ）   |                            |
| <p>都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、将来の都市づくりの基本理念と目標、土地利用等の方針、地域別構想を定め、将来、町が目指すべき都市づくりの方向性を明らかにするものである。</p>   |                            |

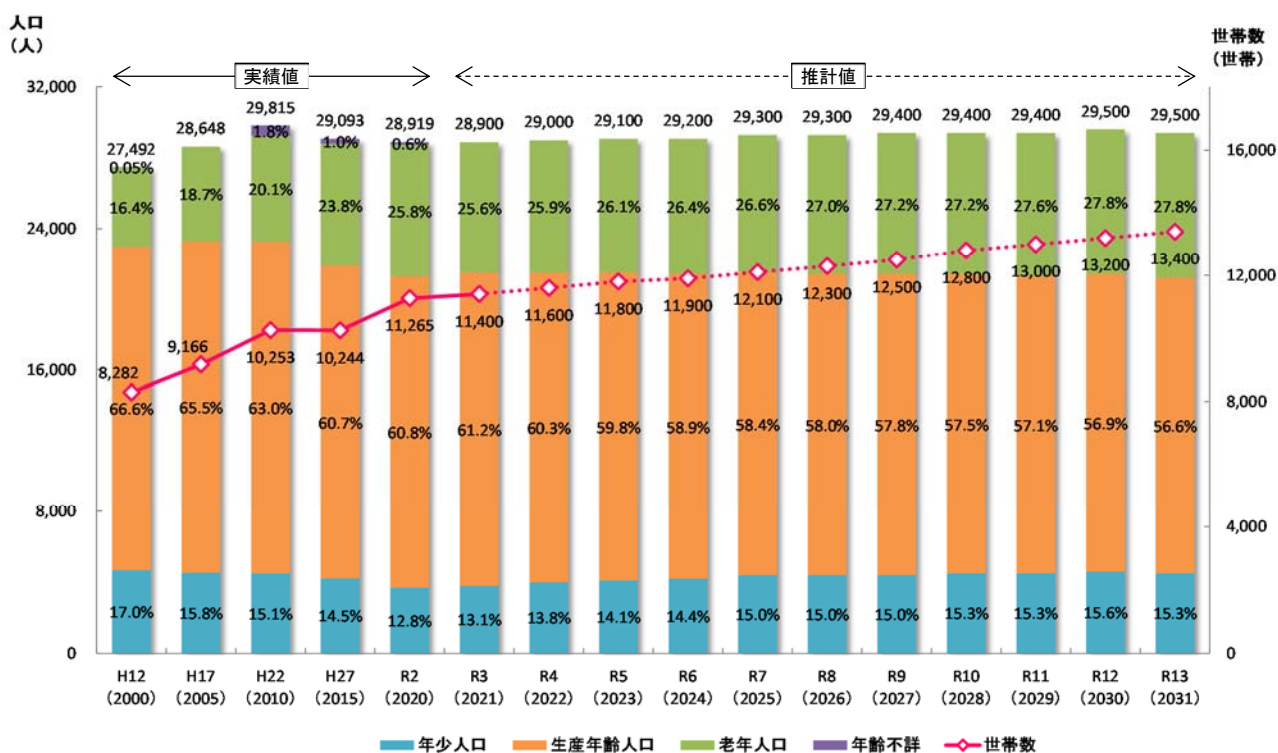
## 4. 将来人口推計

### 4.1. 人口・世帯数

#### 【推計方法】

- ・2000年（平成12年）～2020年（令和2年）の人口及び世帯数は、国勢調査による実績値を採用し、2021年（令和3年）以降の人口は、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を踏まえて推計する。
- ・具体的には、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値は5年毎の数値であるため、2時点間を回帰分析（直線）により推計し、毎年の将来人口を算出する。
- ・また、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値は住民基本台帳の人口に基づき推計されているため、国勢調査の水準に置換して推計する。
- ・2021年（令和3年）～令和13年（2031年）の世帯数は、上記により算出した将来人口を、将来1世帯あたり人員で除して推計する。将来1世帯あたり人員については、国勢調査の実績値（人口・世帯数）を基に回帰分析（直線）により推計する。将来人口・世帯数は100人単位で丸める。

#### 【推計結果】



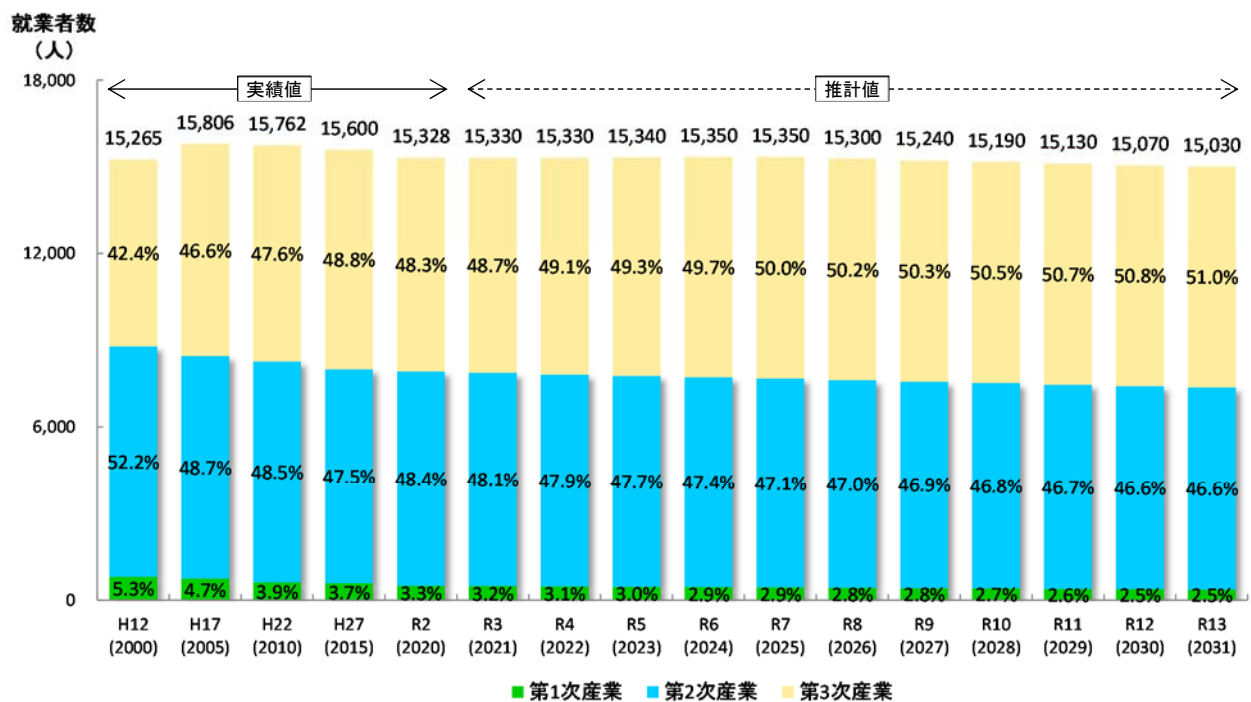
2031年（令和13年）の吉田町の人口は29,500人、世帯数は13,400世帯と想定する。  
 年齢階層別では、年少人口（15歳未満）が15.3%、生産年齢人口（15歳～64歳）が56.6%、  
 老年人口（65歳以上）が27.8%を占めるものと想定する。

## 4.2. 就業者数

### 【推計方法】

- ・ 2000年（平成12年）～2020年（令和2年）の就業者数は、国勢調査による実績値を採用する。
- ・ 2021年（令和3年）以降の就業者数は、実績値と前項の将来人口を加味して推計する。具体的には、国勢調査による実績値（15歳以上就業者数に占める産業大分類別就業者割合）を基に回帰分析（指数）により推計し、将来の就業者割合を算出する。前項で算出した2025年（令和7年）、2030年（令和12年）、2035年（令和17年）の将来15歳以上人口に、将来の産業大分類別就業者割合を乗ずることにより、将来就業者数を算出する。なお、将来就業者数は5年ごとの数値であるため、2時点間を回帰分析（直線）により推計し、毎年の就業者数を算出するとともに、算出結果を10人単位で丸める。

### 【推計結果】



2031年（令和13年）の吉田町の就業人口は15,030人と想定する。

産業別では、第1次産業が370人（2.5%）、第2次産業が7,000人（46.6%）、第3次産業が7,660人（51.0%）と想定する。